

地方自治法第242条第4項の規定による住民監査請求の監査結果の勧告に基づき、高松市長から措置を講じた旨の通知があったので、同条第9項の規定により、当該通知に係る事項を、次のとおり公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	井上孝志
同	落合隆夫

#### 住民監査請求の監査結果の勧告に基づく措置について

市有地の不法占拠に係る財産の管理を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果（平成25年8月29日付け高松市監査委員告示第24号）の勧告に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 措置を講じた所管部局名 財政局財産活用課財産管理室
- 2 措置通知日 平成26年1月31日
- 3 勧告した事項に対する措置内容等

##### （1） 勧告した事項

平成25年度末までの速やかな時期に、本件宅地の占有につき何ら正当な権限もないのに、本件宅地の一部分に新居宅建物を建築して居住し、本件宅地の同建物敷地部分を不法に占有している a および b の相続人の両名に対し、建物収去土地明渡請求の訴を提起する措置を講じ、抜本的な解決を図ること。

##### （2） 措置された内容

a および b の相続人に対して建物収去土地明渡請求を行うとともに、a については平成6年1月1日から、b の相続人については平成12

年1月1日から、それぞれ土地明渡しの日までの賃料相当額損害金の支払を請求する趣旨で、平成25年12月3日付けで、高松地方裁判所へ訴を提起した。

なお、bについては新たに相続人が判明したため、平成26年1月23日付けで、訂正した訴状を改めて同裁判所へ提出した。